

第31回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日（金） 午後3時30分から午後4時25分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員（8名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（1名）

5番委員	鳥越	孝広
------	----	----
5. 議事日程

審議事項		
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第3号	農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について	
報告事項		
報告第1号	農地法第18条による合意解約について	
報告第2号	農地法第5条の規定による所有権移転の届出申請について	
報告第3号	非農地証明について	
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	鬼木	真理子
職 員	福浦	忠紀

会長 私が入院していたため議案検討会にも出席しておりませんので、本日の議長は2番委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 それでは、私が議事進行を行いますのでよろしくお願いします。
定足数を満たしておりますので、ただいまより第31回農業委員会総会を開催いたします。
大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員と9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名します。

各委員 はい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、7件の申請がございます。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。まず所有権移転の6件ございます。

1番は、これまで貸借で耕作されていた〇〇さんと所有者の〇〇さんにおいて売買がまとまったものでございます。なお、3筆は基盤整備地内の農地で換地処分前のため整備前の地番表記となっております。また、同時に貸借解約の提出がっております。

2番は、米作農家へ切替中の〇〇さんが、隣接農地を取得されるものでございます。同時に貸借解約の提出がっております。

3番も、現在、貸借により耕作中であった〇〇さんが、購入でまとまったものでございます。こちらも同時に貸借解約の提出がっております。

4番は、相続で姉弟共有となっていたものを、姉の持分1/2を実質管理していた弟夫婦に贈与されるものでございます。なお、市街化区域の農地であるため節税のため弟夫婦名義となったと伺っております。

5番と6番は、相続で所有者となった〇〇さんが土地処分のため、広い農地は隣接農家である〇〇さんへ贈与され、弟の〇〇さんには自宅そばの農地を贈与される

ものがございます。

なお、弟の〇〇さんは、これまで実質管理をされていたものですが、耕作地としては今回が初めての所有農地となるため、営農計画書をご提出いただいております。

次に貸借権設定の1件に入ります。

1番は、貸借期間満了による更新申請で、引き続き〇〇さんが耕作されるものがございます。

いずれも許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 それでは次に地区担当委員の意見に入ります。

まず、所有権移転の1番ですが、5番委員が欠席のため3番委員に意見をお願いしたいと思います。

3番委員 はい。〇〇さんがずっと耕作されていますので、何ら問題はありません。

議長 次に2番と3番は同じ受人のため、8番委員からお願いいたします。

8番委員 はい。隣も〇〇さんが耕作もされておりますので、何ら問題ないと思われます。

議長 4番ですが、5番委員が欠席のため、私から意見を述べます。

4番案件については、45年程農家をされているようなので問題ないと思ひます。

議長 5番と6番案件を6番委員から続けて意見をお願いします。

6番委員 はい。5番の〇〇さんは、4年ほど前に新規就農された方で申請地の隣のところを耕作されておりますので続けていただけると思ひます。地域の用水路清掃にも参加してもらっておりますし、もう少し農地が集まれば専業農家になりたいと思ひていらっしゃる方なので応援したいと思ひております。

6番の〇〇さんは、所有者の弟さんで場所が場所、歩くだけの道しかないようなところなので管理されてきた〇〇さんへ譲られるようです。問題ないと思ひます。

議長 次に、貸借権設定の1番は、会長に代わり私から意見を述べます。

引き続きということなので問題ないと思ひます。

議長 それでは地区委員の意見を終わり審議に入ります。

ご質問がある方は挙手願ひます。

会長 よろしいですか。

議長 どうぞ。

会長 3番委員に教えていただきたいのですが、所有権移転1番案件の基盤整備地の工事負担金はどうなっていますか。

3番委員 基盤整備の工事負担金は、計画当初の段階から所有者の〇〇さんは耕作者の〇〇さんへ購入して欲しいと言われていましたから、耕作者の〇〇さんも了承されて耕作者側で当初から払われております。

会長 残りも購入者の〇〇さんが払うということですか。

3番委員 そうです。

会長 分かりました。

議長 ほかにご質問はありますか。

(質問者なし)

他に挙手がないため質問なしとして採決に入ります。

1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1番案件は許可に決定します。

2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で2番案件は許可に決定します。

3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で3番案件は許可に決定します。

4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で4番案件は許可に決定します。

5番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で5番案件は許可に決定します。

6番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で6番案件は許可に決定します。

貸借権設定の1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1番案件は許可に決定します。

以上で議案第1号を終わります。次に、

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長 このことについては、7件の申請がございます。

なお5番案件は私に関するものですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事参与ができないため、その際は、私は退席します。

それでは、5番案件を除く説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。1番から3番までは、期間満了による更新申請でございます。

4番は、耕作者交代により〇〇さんが新たに耕作されるものでございます。同時に従前耕作者〇〇さんとの解約が提出されております。

次に6番と7番ですが、新規就農となる〇〇さんの貸借申請でございます。新規就農のため、営農計画書を作成いただいております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

会長 はい。

議長 どうぞ。

会長 3番案件の一笔に登記地目が公衆用道路となっておりますが、齟齬は無いのでしょうか。

事務局 はい。登記事項証明書を提出いただいておりますが、登記地目は公衆用道路のままとなっておりますが、農地台帳では農地として登録してきております。

状況からみますと、所有者が登記地目の変更をすべきところ、所有者申請主義の

ためそのまま推移しているものと思われます。

会長 心配するのは後日、決定したことが問題になることはないのかということです。

事務局 その点では、瑕疵となる点はございません。

会長 分かりました。

議長 ほかにご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので審議を終わり採決に入ります。

議案第2号は一括採決といたします。

5番を除く案件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で案どおりに決定します。

それでは、5番案件に入りますので私は退席し、以後の進行を会長代理経験のある4番委員をお願いします。

－ 2番委員退室－

4番委員 それでは、議長を交替し、私が議事進行を行います。

5番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。5番は、管理が行き届いていない農地を2番委員が貸借権設定をされるものでございます。

4番委員 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので審議を終わり採決に入ります。

5番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。

5番案件は全員賛成で案どおりに決定します。

それでは、2番委員の入室をお願いします。

－ 2番委員着席－

2番委員の案件は、許可に決定しました。

4番委員 2番委員に関する案件が終了しましたので、議事進行を交代します。

議長 次に

議案第3号 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。意見書については、9月からご意見や内容のご報告、並びに推進委員からの意見を求め、その内容も報告してまいりました。最終案の決定を求めるものでございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたとおり、この件では、途中経過で何度も報告があったところです。これまでに意見の整理を行ってきました。

それでは、審議に入ります。

質問がある方は挙手をお願いします。

（発言者なし）

質問が無いようですので、採決に入ります。

意見書案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

ありがとうございます。

全員賛成で意見書の決定とします。

今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。現時点の予定としては、1月26日に「市長へ意見書提出」を予定しております。出席者としましては、古賀会長、石橋会長代理、國崎推進委員代表、藤好推進委員副代表の4名を予定しております。以上です。

議長 では次に

報告第1号 農地法第18条による合意解約

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 1番から4番までは、本日の3条申請並びに中間管理権設定のための解約でございます。

5番は、市街化区域内の農地で残存小作の解約でございます。同時に転用相談もあっている状況でございます。

このため、耕作者不在となる農地はございません。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

無いものとし、次に進みます。

報告第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の届出申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、実家の隣の土地に娘さん夫婦が、住宅建設での申請でございます。
2番は、自宅隣の敷地を駐車場利用での申請でございます。
共に、以前に別の目的で転用届が提出されていたものですが、記載の目的に変更となったものでございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
無いものとし、次に進みます。

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、相続された娘の〇〇さんが、筆数が非常に多く相続登記はしたものの、現況地目の整理のためのものでございます。
2番は、地目整理のためのものでアパート建設時の残地であって、すでに宅地課税となっているものです。
3番は、地目整理のためで4軒の住宅利用地でございます。
4番も地目整理のためで1軒の住宅利用地でございます。
5番は、戦後に2軒の住宅利用地で土地処分のための地目整理でございます。
6番は、高校の門脇に記念碑等がある土地3筆ですが、同窓会代表者名となっている土地を県へ寄付されるための地目整理が目的でございます。以上です

議長 ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)

議長 以上で審議、報告を終わります。
これを持ちまして第31回総会を終了いたします。

閉会

以上